

藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法第115条の45及び厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱に規定する一般介護予防事業として、地域において住民主体の介護予防活動を実施している団体に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に基づき、予算の範囲内において藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護予防運動自主活動団体推進事業（以下「本事業」という。）は、地域において自主的に介護予防運動に取り組む団体の活動を支援することで、住民主体の介護予防活動が継続的に拡大し、多くの高齢者が運動習慣を身につけ、身体機能の維持・向上により健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に規定する補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1) 1回の活動時間が30分程度であり、次に掲げるいずれかの健康づくりのための介護予防運動を定期的に月2回以上行っていること。また、その活動を1か月以上継続している実績があること。

ア ロコモティブシンドローム予防のための筋力トレーニング

イ ウォーキング

ウ ラジオ体操などの軽体操

(2) 誰でも、どこでも、手軽にでき、指導者を必要とせず、技術の向上や勝敗、競争を目的としないこと。

(3) 自らの活動の周知に努め、活動日、実施場所を公表できること。

(4) 誰でも新たに参加できること。

(5) 継続的かつ計画的に活動している法人格を有しない任意のグループであり、自主的に運営していること。

(6) 団体の構成人数について次のすべてを満たしていること。

ア 5人以上であること。（家族及び親族のみの構成は対象外。）

イ 藤沢市民が構成人数の過半数いること。

ウ 65歳以上の高齢者が構成人数の7割を超えていること。

(7) 活動に関し、参加費（会費）を徴収しないこと。ただし、会場費用等の実費の範囲内において徴収することは可能とする。

(8) 藤沢市の介護予防事業に関して理解し、市が実施する介護予防の普及啓発における協力及び介護予防に関する研修等の受講に努めること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 政治又は宗教に係る場合
- (3) 法令又は公序良俗に違反する場合

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとし、算定基準に応じて、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金交付年間実施計画表（第2号様式）
- (2) 団体名簿（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

- (1) この補助金は、本事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) その他市長が必要であると認めるもの。

(事業着手届の省略)

第7条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた事業については、藤沢市補助金交付規則第5条の規定による事業着手届の提出は、要しない。

(事業の計画変更)

第8条 補助金交付の決定通知を受けた団体（以下「補助事業者」）は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業計画変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、変更承認の可否を審査し、藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業計画変更承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、事業計画変更承認申請した補助事業者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(事業の完了)

第9条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業完了届兼事業実績報告書(第8号様式)
- (2) 支出報告書(第9号様式)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、前条に規定する完了届兼事業実績報告書が提出されてから速やかに交付するものとする。ただし、事業運営等に支障が出る場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。また、補助金の交付後、事業を中止又は変更した場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市は、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、会計帳簿その他必要な書類等を備え付け、本事業が完了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	算定基準及び補助額
<p>運営費 （消耗品費、通信費、 会場使用料、保険料 等）</p>	<p>補助額は月間の実施回数に応じ、次のとおりとする。 （ただし、年間を通して継続的に実施をすること）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月2回以上実施の際は、月額500円を交付する。 2. 月4回以上実施の際は、月額1,000円を交付する。 <p>藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業補助金年間実施 計画表（第2号様式）に基づき、月2回以上実施予定の月 を補助の対象とする。</p>